「上下水道の隔月検針及び隔月請求」（案）について

１．趣旨

本町における上下水道事業の運営に当たり、近年の物価高騰等に伴う経費削減の取組みとして、下記のとおり検針及び請求の頻度を見直すことを検討しております。

２．取組みの内容

(1) 検針頻度の隔月化

毎月実施している水道使用量の検針頻度を２か月に１回とする。２か月分の使用水量は、各月均等に使用したものとみなし、基本料金、超過料金及びメーター使用料等を算定する。

これにより、検針員報酬等の減等で、年額５００万円程度の経費削減が期待できる。

　(2) 請求支払いの隔月化

水道料金及び下水道使用料の請求を２か月に１回とし、２か月分の料金とする。

これにより、納付書郵送料や口座引き落とし、銀行窓口収納手数料等の減等で、年額３００万円程度の経費削減が期待できる。

(3) １か月を超えない水道の使用について

水道の使用を開始した日から次の検針の日までの期間又は最後の検針の日から水道の使用を中止した日までの期間が１か月以内のときは、料金の算定を１か月分使用したものとみなして、１か月を超えたときは料金の算定を２か月使用したものとみなして算定する。

３．実施時期

　令和７年４月から実施